

埼玉県における災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針

平成 30 年 8 月 16 日

保健医療部長決裁

1 災害対策本部における保健医療調整機能の強化

首都直下地震など多数傷病者の発生が見込まれる大規模災害時において、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、埼玉県災害対策本部医療救急部に保健医療調整本部の機能を追加する。

2 地域における災害時保健医療体制の充実・強化

関係機関の連携のもとで保健所機能の充実・強化を図り、地域の保健医療活動を適切に推進するため、原則として二次保健医療圏ごとに地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 1 - 1 のとおりとする。

災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、地域の実情に応じた災害時医療体制を検討するため、原則として平成 31 年 3 月までに全ての県保健所に地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 2 のとおりとし、救急医療対策協議会など既存の会議の枠組みを活用することも可能とする。

第 7 次埼玉県地域保健医療計画に基づき、2023 年度までに二次保健医療圏ごとに災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。

地域における災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、保健医療政策課及び医療整備課は、保健所に対して情報提供や相談対応などの支援を行う。医療整備課は、埼玉県医師会と協力して地域災害医療コーディネート体制の充実・強化を図るとともに、市町村に対して体制の整備を促進するため研修会その他必要な助言と支援を行う。

別紙 1 - 1 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の主な役割や構成員等

1 主な役割

- ・ 発災直後から活動してきた地域災害医療コーディネーターをはじめ、関係機関との緊密な連携を行う。
- ・ 医療機関等の被害状況や避難所・救護所等における保健医療ニーズ等について情報を収集する。
- ・ 避難所等での保健医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、埼玉県災害対策本部医療救急部から派遣された保健医療活動チーム（以下「保健医療活動チーム」という。）の受入れ及び派遣調整を行う。
- ・ 災害の規模や被災の状況、地域の災害時医療資源の状況を踏まえ、対策会議を終結することや、二次保健医療圏の副次圏に対策会議を設置することを検討・決定する。

※ 具体的な役割は別紙 1 - 2 のとおり

2 構成員の例示

別紙 2 に例示する調整会議のメンバーに加えて

- ・ 来援の保健医療チームや自衛隊等
- ・ 医薬品関係団体、医療機器関係団体
- ・ 水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者 など

3 会議の設置・運営

- ・ 会議は、発災後 1 週間以内に、二次保健医療圏に 1 か所設置する。
- ・ 会議は、保健所に設置することを原則として、設置場所及び事務局の体制については、地域で想定される災害の規模、地域の災害時医療資源の状況（災害拠点病院の設置状況等）及び圏域内の調整会議の意見を踏まえ、順位を付けて複数案を事前に定める。
- ・ 会議には本部長及び副本部長をおく。

本部長及び副本部長は、圏域内の調整会議の意見を踏まえ事前に決定する。副本部長は役割分担を定めて複数人を定める。

別紙 1 - 2 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の具体的な役割（主なもの）

○ 全体的な役割

（平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省医政局長等通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」に規定されている保健所の役割）

(1) 保健医療活動チームの派遣調整

- ・ 保健医療活動チームに対して、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣調整を行うこと。

(2) 保健医療活動に関する情報連携

- ・ 保健医療活動チームに対して、記録及び報告のための統一的な様式を示すとともに、適宜活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求めること。
- ・ 保健医療活動チームの撤退に当たって適切な引継ぎができるよう新たなチームに対して情報伝達を行うこと。
- ・ 市町村（市町村災害対策本部に置かれる調整本部等）と緊密な連携を図り、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等に関して情報共有を図ること。
- ・ 保健医療活動チームの活動内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の情報を整理分析し、保健医療調整本部と情報共有を図ること。

(3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析

○ 具体的な役割

1 医療救護活動

- ・ D M A T の撤収に伴う引継対応
- ・ 保健医療活動チームの応需調整・撤退時期の検討

2 救護所・避難所評価

- ・ 保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携、活動支援
- ・ 救護所・避難所の集約に関する助言

3 小児周産期医療支援

- ・ 災害時小児周産期リエゾンとの連携、活動支援

4 医薬品、医薬材料等の供給管理

- ・ 薬剤師、医薬品卸業協会などとの連携、活動支援

5 精神・心理支援

- ・ D P A T との連携、活動支援

6 歯科衛生・栄養管理

- ・ 歯科医師、栄養士などとの連携、活動支援

7 D V T 対策、感染症対策

- ・ 看護師、保健師などとの連携、活動支援

8 福祉避難所支援

- ・ 保健師、リハビリチームなどとの連携、活動支援

9 難病患者等の在宅医療支援

- ・ 保健師、訪問看護ステーション、介護関係者などとの連携、活動支援

10 その他

- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等配慮が必要な患者の健康管理支援
- ・ D H E A T の受入等調整、医療ボランティアの受入等調整 など

別紙2 地域災害保健医療調整会議（調整会議）の主な役割や構成員等

1 主な役割

- ・ 災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、対策会議の設置場所や運営に関する検討を行う。
- ・ 災害時の活動の参考となる地域の基本的な保健医療データや医療機関情報、関係機関同士の連携のために必要な連絡先リストなど地域情報を収集し共有するとともに、被害想定等を踏まえたコーディネート活動に関するマニュアルの作成など地域における備えに関する検討を行う。
- ・ 地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備を行う。
 - 情報の収集・分析や関係機関との連絡調整など地域災害医療コーディネーターを支える多職種で構成されるチームの設置
 - 地域災害医療コーディネーターの活動区域の検討 など
- ・ 二次保健医療圏ごとに関係機関の情報連携を確認するための情報伝達訓練や、災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。
- ・ 二次保健医療圏に複数の調整会議を設置する場合、それぞれの会議の連携方法について検討を行う。

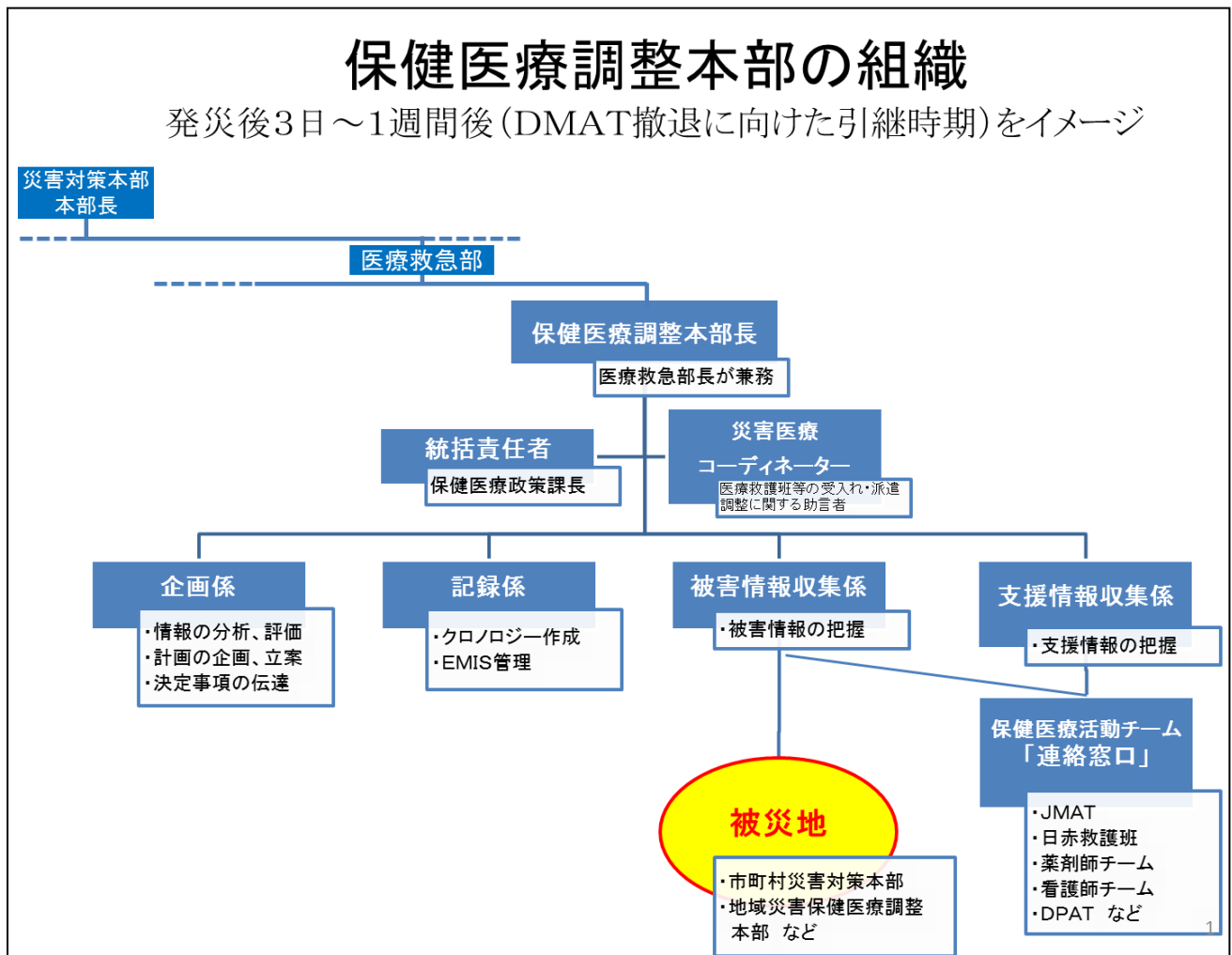
2 構成員の例示

- ・ 県（保健所、地域振興センター）
- ・ 市町村（保健所、保健福祉担当、危機管理担当など）
- ・ 地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者
- ・ 地域災害医療コーディネーター
- ・ 消防、警察、歯科医師会、薬剤師会、看護協会
- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等に係るコーディネーターやリエゾン等

3 会議の運営

- ・ 会議には、議長、副議長をおく。
 - ・ 議長は保健所長とし、会議の事務局は保健所が担う。
- ※ 調整会議は既存の会議を活用することも可能とする。

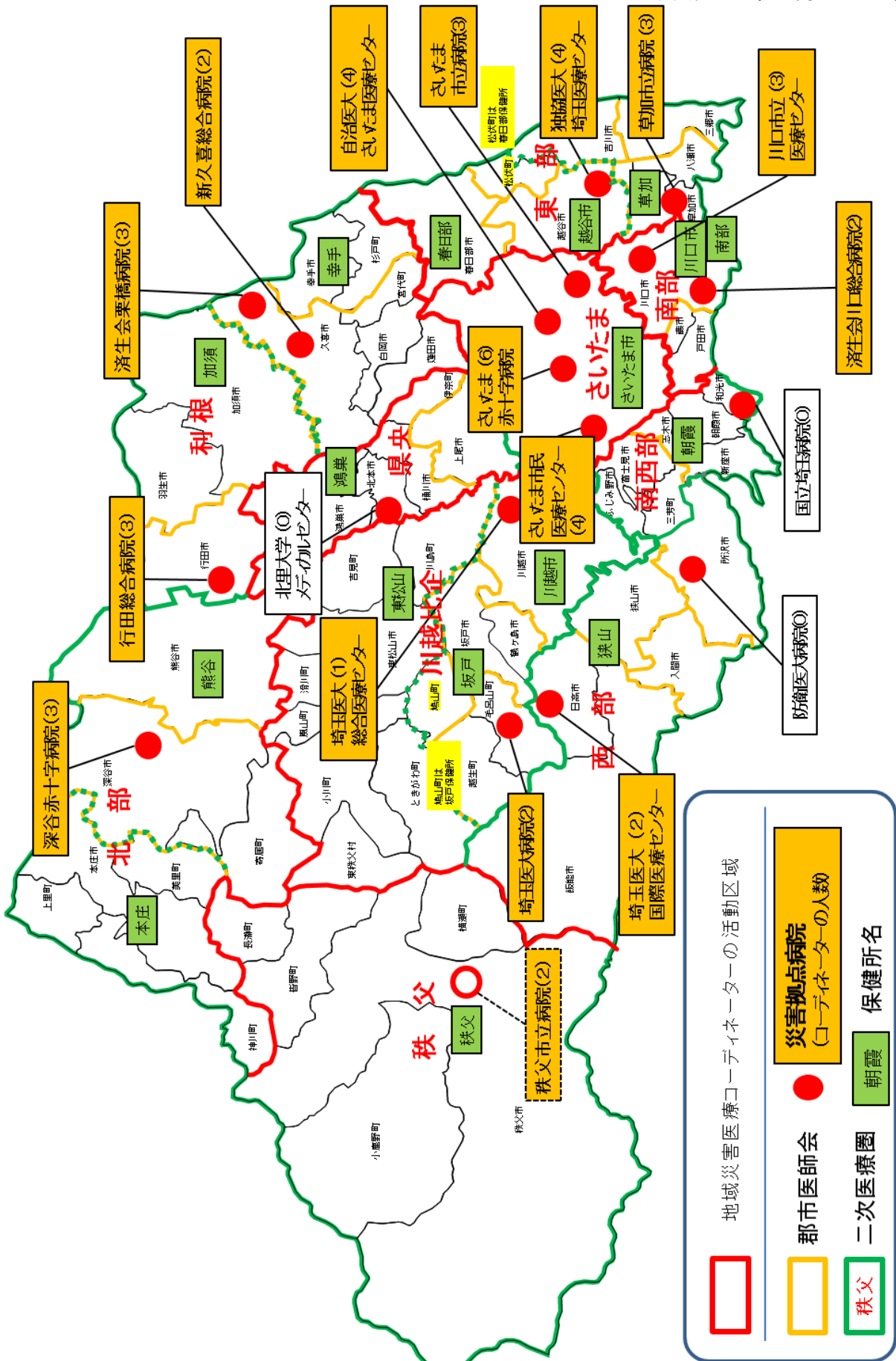
参考資料 1 埼玉県保健医療調整本部の組織



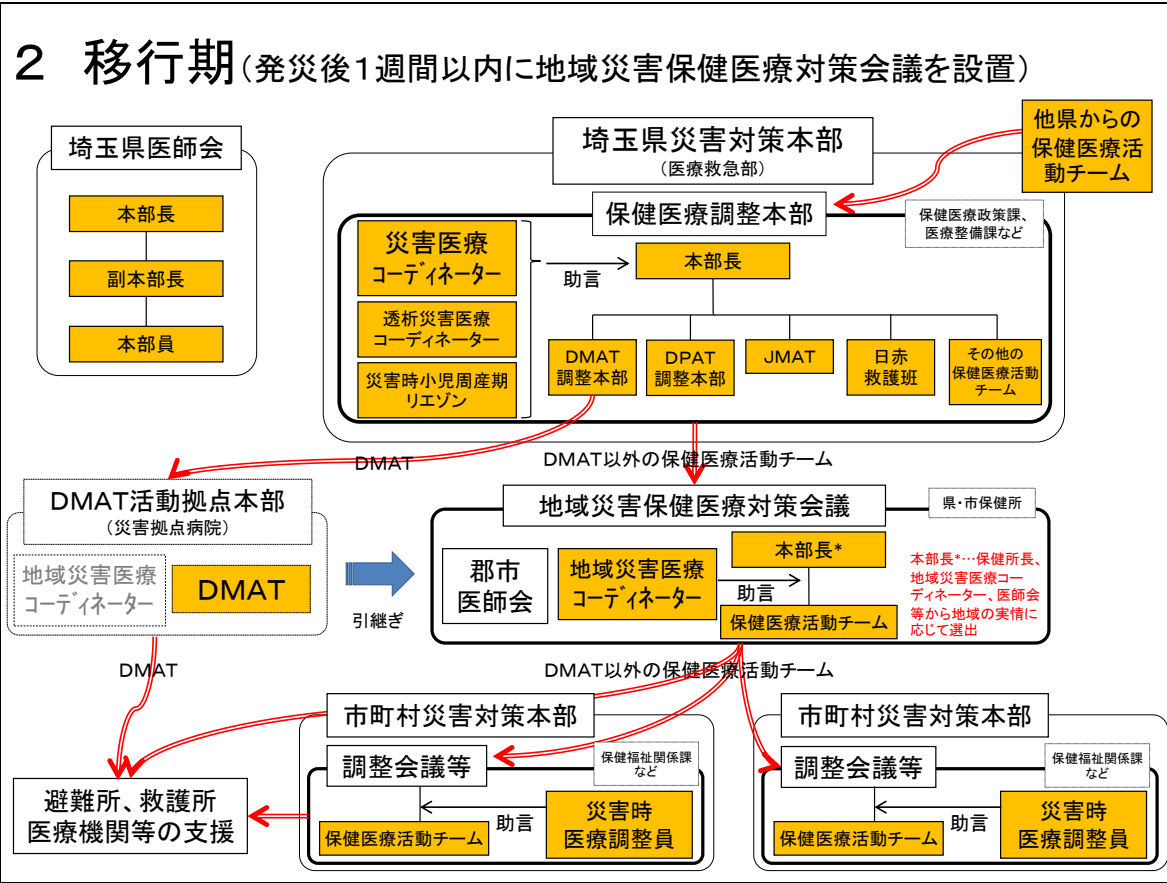
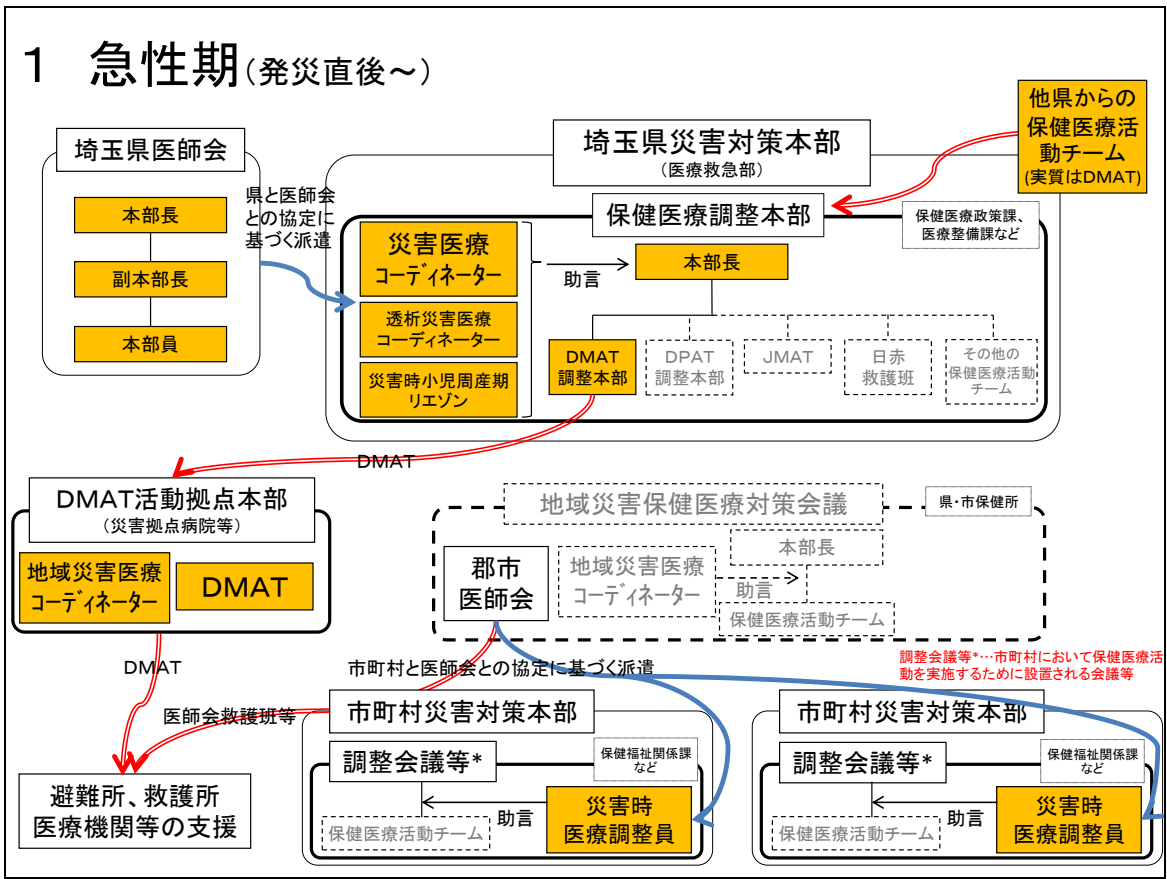
※ 保健医療調整本部の体制は、災害の種類や災害のフェーズにより保健医療ニーズが異なることを踏まえ、適宜変更することができる。

参考資料2 第二次保健医療圏及び地域災害医療コーディネーターの活動区域

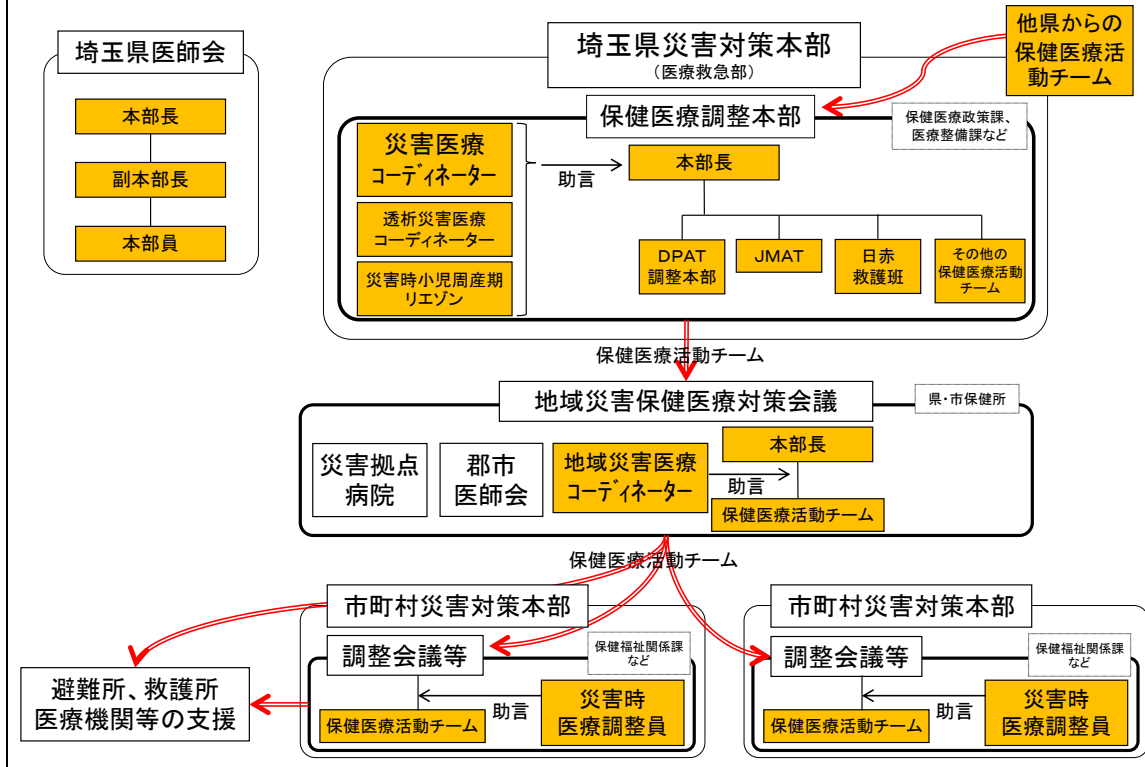
(平成30年8月16日現在)



参考資料3 災害時のフェーズごとの保健医療体制イメージ図



3 中・長期

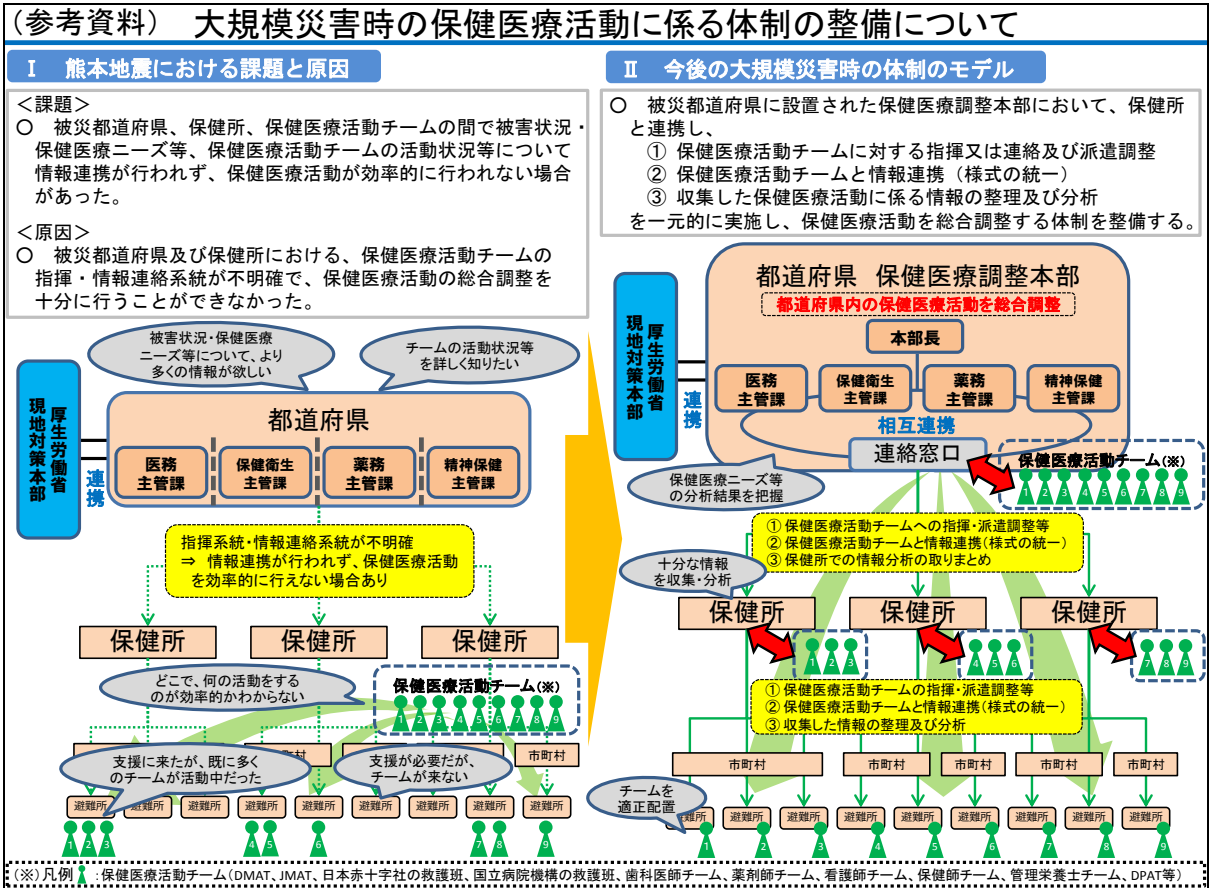


※ 市が設置する保健所については、市の意向を踏まえ今後調整していく。

参考資料3においては、単独で保健医療圏を構成していない市の保健所が県の保健所と合同で対策会議を設置する場合を想定している。

なお、さいたま市は単独でさいたま保健医療圏を構成していることから、市において対策会議に準ずる会議等の設置を想定している。

参考資料4 大規模災害時の保健医療体制のイメージ



出典；平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省医政局長等通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」